

第3次豊中市男女共同参画計画中間見直し支援業務委託仕様書

1. 第3次豊中市男女共同参画計画中間見直し支援業務

2. 業務委託の目的

本市では、令和3年度（2021年度）に「第3次豊中市男女共同参画計画」を策定し、令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）を計画期間として、基本方針に基づき、様々な事業に取り組んでいる。

現計画では、概ね5年をめぐりに計画内容を見直すものとしている。

本業務は、計画策定以後の取組状況を踏まえ、基本方針に基づく活動実績および目標指標の達成状況を整理するとともに、社会経済情勢の変化等に対応した計画の中間見直しを行うことを目的として、その支援を行うものである。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日（水）まで

4. 業務内容

（1）計画見直し、改定のための全体調整・支援業務

<業務概要>

- ・ 現在の「第3次豊中市男女共同参画計画（令和4年度から令和13年度まで）」の内容の中間見直しを行う。
- ・ 令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援法」という。）を踏まえ、「豊中市困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」（以下「困難女性支援基本計画」という。）を策定する。なお、本計画は新たに別立てで策定するものではなく、見直し後の第3次豊中市男女共同参画計画に内容を追記・反映させるものとする。
- ・ 上記に関する提案、検討および調整等、必要な支援を行うこととし、両計画の整合性を図るとともに、国・大阪府の計画・方針、豊中市総合計画その他本市の関連分野別計画等の内容を把握し、これらに沿って業務を実施すること。

<具体内容>

- ① 「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート」（令和7年度実施）の把握及び調査結果に基づく見直しに関わる提案
- ② 現計画の内容の見直しに関わる提案（助言）・検討・調整（今後策定する「困難女性支援基本計画」に関する内容を含む）
- ③ 本市における男女共同参画の現状と課題、基本方向および基本施策等を盛り込んだ計画見直し案の提案（構成、体系、施策案を含む）

※①～③については、提案（助言）・調整のみならず、これらの資料作成も行うこと。

（2）情報収集・整理・分析

既存資料や既存調査、各種統計データ等から豊中市の現状を整理するとともに、国・大阪府・その他自治体等の男女共同参画関連・女性活躍推進関連・DV対策関連・女性支援法関連の動向について情報を収集し、提供する。

※情報の収集、提供のみならず、指示した内容等での資料作成も行うこと。

（3）市との打合せ等

円滑に業務をすすめるため、市担当職員と緊密な連絡体制を構築し、打合せを行うこと。

審議会等で出た意見等による手直しにも速やかに対応すること。

(4) 計画案の作成（レイアウト、デザイン等含む）

- ① 男女共同参画計画見直し案についての素案を作成するとともに、市民にわかりやすく示した概要版素案を作成する。
- ② 計画最終案の作成
上記②をふまえて作成する。内容は上記①に準じる。

(5) 成果物（データ）の納品

上記（1）から（4）の作業結果として、成果品をワード、エクセル、パワーポイントに加え、PDF形式で納品する。

<成果品>

- ① 男女共同参画計画見直し「素案」
データのみ（MS-Word および PDF ファイル形式 CD-ROM 等で納品）
- ② 同概要版
データのみ（MS-Word および PDF ファイル形式 CD-ROM 等で納品）
- ③ 男女共同参画計画見直し「最終案」
データのみ（MS-Word および PDF ファイル形式 CD-ROM 等で納品）
- ④ 同概要版
データのみ（MS-Word および PDF ファイル形式 CD-ROM 等で納品）
- ⑤ 男女共同参画計画の見直し「完成版」：納品時期 3月上旬頃
データ（MS-Word および PDF ファイル形式 CD-ROM 等で納品）下記のとおり。
A4版・2色刷り・120頁程度（デザイン・レイアウト含む）
- ⑥ 同概要版：納品時期 3月上旬頃
データ（MS-Word および PDF ファイル形式 CD-ROM 等で納品）他、下記のとおり。
フルカラー・16頁程度（デザイン・レイアウト含む）
- ⑦ その他（検討に要した関連資料（国、大阪府、他市等の資料等））、審議会等、パブリックコメント等で提示する資料の提供、データ及び随時、資料での提供

5. 業務管理

(1) 受注者は業務着手に先立ち、担当者配置表、スケジュール表、着手届、業務計画書を速やかに提出し、その承諾を得なければならない。また、この計画書を変更しようとする場合も同様とする。

(2) 受注者は業務完了後、遅滞なくその成果品を提出し、内容の検査を受けなければならない。また、業務完了届を提出すること。

6. 成果品の帰属

成果品の権利の帰属はすべて委託者のものとし、受託者は、委託者が承諾した場合を除き、成果品を公表してはならない。また、受託者は、本業務の完了後において、不備等が発見された場合、速やかに成果品の訂正を行わなければならない。なお、これに要する費用は受託者の負担とする。

7. 機密の保持

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び豊中市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

8. その他

- ・単純集計、印刷製本、消耗品の購入等の軽微な業務以外の委託業務について、第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- ・本仕様書に記載のない事項が発生した場合は、両者の協議により決定する。
- ・その他業務の受託に伴う経費は準備、負担する。
- ・受託者は本業務を実施するにあたり、適切な人員を配置する。